

# 沖縄県企業局工事検査技術基準

## (目的)

第1条 この技術基準は、沖縄県企業局工事検査要領の第3条に規定する工事の検査を適正に執行するため、工事施工の書類及び技術検査に必要な事項を定め、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

## (検査の内容)

第2条 検査は、当該工事の出来高を対象として、実地において行うものとし、契約図書に基づき、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて、適否の判断を行うものとする。

## (工事実施状況の検査)

第3条 工事実施状況の検査は、契約書等の履行状況、工程管理、安全管理、工事施工状況及び施工体制等の工事管理状況に関する各種の記録（写真、ビデオによる記録を含む。（以下各種の記録」という））と契約図書を対比し、別表1に掲げる事項に留意して行うものとする。

## (出来形の検査)

第4条 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第2に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判断することが困難な場合は、検査員は、契約書第31条第2項の定めるところにより、必要に応じて破壊検査を行うものとする。

## (品質の検査)

第5条 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比し、別表第3に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判断することが困難な場合は、検査員は、契約書第31条第2項の定めるところにより、必要に応じて破壊検査を行うものとする。

## (出来ばえの検査)

第6条 出来ばえの検査は、仕上げ面、とおり、すり付けなどの程度及び全般的な外観について目視、観察により行うものとする。

土木工事の技術検査に関する必要な事項

別表第1 工事の実施状況の検査留意事項

項 目		関 係 書 類	内 容
1	契約書等の 履行状況	契約書、仕様書	指示・承諾・協議事項等の処理内容、 支給材料、貸与品及び工事発生品の処 理状況その他契約書等の履行状況（他 に掲げるものを除く。）
2	工事施工状況	施工計画書、工事打合せ簿 その他関係書類	工法研究、施工方法及び手戻りに対す る処理状況、現場管理状況
3	工程管理	実施工程表、工事打合せ簿	工程管理状況及び進捗内容
4	安全管理	契約図書、工事打合せ簿	安全管理状況、交通処理状況及び措置 内容、関係法令の遵守状
5	施工体制	施工計画書、施工体制台帳	適正な施工体制の確保状況

工 種		検 査 内 容	検 査 密 度	
共通	共通 的 工 種	矢板工	基準高、変位、根入れ長 延長	250 枚につき 1 箇所以上 (ただし、施工延長 250 枚以下の場合は 2 箇所以上)
		法枠工 吹付工 植生工	厚さ、法長、間隔、幅、 延長	200m につき 1 箇所以上 (ただし、施工延長 200m 以下の場合は 2 箇所以上)
	基礎工		基準高、根入長、偏心量	1 基または 1 目地間当たり 1 箇所以上
	石・ブロック 積 (張) 工		基準高、法長、厚さ、 延長	100m につき 1 箇所以上 (ただし、施工延長 100m 以下の場合は 2 箇所以上)
	一 般 舗 装 工	路盤工	基準高、幅、厚さ	基準高は、幅は 200m につき 1 箇所以上 (だし、 施工延長 200m 以下の場合は 2 箇所以上) 厚さは、 1 km につき 1 箇所以上 (ただし 1 km 以下は 2 箇 所以上)
			基準高、厚さあるいは標高 較差 (3次元モデルによる 場合)	1 工事につき 1 断面 (3次元モデルによる場合)
		舗装工	基準高、幅、厚さ、横断勾 配、平坦性	基準高は、幅は 200m につき 1 箇所以上 (た だし、施工延長 200m 以下の場合は 2 箇所以上) 厚さは、施工面積 10,000 m <sup>2</sup> につき 1 箇所以上 コアーにより検査 (ただし、施工 面積 10,000 m <sup>2</sup> 以下の場合は 2 箇所以上)
	基準高、厚さあるいは標高 較差 (3次元モデルによる 場合)		1 工事につき 1 断面 (3次元モデルによる場合)	
	地盤改良工		基準高、幅、厚さ、	延長 200m につき 1 箇所以上 (ただし、施工延 長 200m 以下の場合は 2 箇所以上)
	土工		基準高、幅、法長	200m につき 1 箇所以上 (ただし、施工延長 200m 以下の場合は 2 箇所以上)
天端面・法面の設計との 標高較差、または水平較場 差 (3次元モデルによる 場合)			1 工事につき 1 断面 (3次元モデルによる合)	

工 種		検 査 内 容	検 査 密 度
河川	築堤護岸	基準高、幅、厚さ、高さ、 法長、延長	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m 以下の場合は2箇所以上)
	浚渫(川)	基準高、幅、深さ、延長、	
	樋門・樋管	基準高、幅、厚さ、高さ 延長	水門・樋門・樋管は本体部、呑口部につき構造 図の寸法表示箇所の任意箇所管渠は同種構造物 ごと2箇所以上
	水門		
海岸	堤防護岸	基準高、幅、厚さ、高さ 法長、延長	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m 以下の場合は2箇所以上)
	突堤・人工岬		
	海岸堤防 浚渫(海)	基準高、幅、深さ、延長	
砂防	砂防ダム	基準高、幅、厚さ、延長	構造図の寸法表示箇所の任意箇所(3箇所以上)
	流路	流路基準高、幅、厚さ、 高さ、延長	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m 以下の場合は2箇所以上)
	斜面对策	基準高、幅、厚さ、高さ、 延長	100mにつき1箇所以上(ただし、施工延長100m 以下の場合は2箇所以上)
ダム	コンクリートダム	基準高、幅、 ジョイント間隔、堤長	5ジョイントにつき1箇所以上
	フィルダム	基準高、外測境界線	5測点につき1箇所以上

道 路	道路改良	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	100m につき 1 箇所以上（ただし、施工長延長 100m 以下の場合は 2 箇所以上）
	橋梁下部	基準高、幅、厚さ、高さ、支間（スパン）長、変位	スパン長は各スパンごと。 その他は同種構造物ごとに 1 基以上につき構造図の寸法表示箇所の任意部分
	橋梁上部	部材寸法 基準高、支間長、中心間距 キャンバー	部材寸法は主要部材について、寸法表示、箇所の任意部分 その他は 5 径間未満は 2 箇所以上 5 径間以上は 2 径間につき 1 箇所以上
	コンクリート橋 上部工	部材寸法 基準高、幅、高さ、厚さ、 キャンバー	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の任意部分 その他は 5 径間未満は 2 箇所以上 5 径間以上は 2 径間につき 1 箇所以上
	トンネル	基準高、幅、厚さ、高さ 深さ、間隔、延長	両坑口を含めて、100m につき 1 箇所 ただし、施工延長 200m 以下の場合は両坑口を含めて、3 箇所以上）

工 種		検 査 内 容	検 査 密 度
下 水 道	管路	基準高、延長、管径、深さ、 勾配	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m 以下の場合は2箇所以上) 5箇所につき1箇所以上
	マンホール		
港 湾	捨石工	基準高、天端幅、延長	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m 以下の場合は2箇所以上)
	ケーソン 方塊、 セルラー、 L形ブロック	幅、高さ、長さ、壁厚	適宜
	異形ブロック 製作	製作寸法、製作個数	適宜
	異形ブロック 据付	位置(法線)、 隣接ブロック間隔	適宜
	上部工 (防波堤、係 船岸)	基準高、天端高、幅、延長 厚さ、法線に対する出入り	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m 以下の場合2箇所以上)
	エプロン工	舗装工に準じる	舗装工に準ずる
	浚渫、埋立工	基準高、幅、深さ、延長	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m 以下の場合は2箇所以上)
その他構造物		工種に応じ、基準高、幅、 厚さ、高さ、深さ、法長、 長さ等	同種構造物ごとに適宜決定する

備考(1) 検査は、実地において行うことを原則とするが、特別の理由により実地において検査できない場合は、当該工事の主体とならない工種及び不可視部分については、出来形管理図表、写真、ビデオ、品質証明書、3次元モデル等により、検査することができる。

(2) 施工延長とは施工延べ延長をいう。

別表第3 品質管理基準

工 種		検 査 内 容	検 査 方 法	
共通	材料	品質及び形状は、設計図書と対比して適切か。	観察又は品質証明により検査する。 場合により実測する。	
	基礎工	支持力は、設計図書と対比して適切か。 基礎の位置、上部との接合等は適切か。	主に、施工管理記録及び観察により検査する。 場合により実測する。	
	土工	土質、岩質は、設計図書と一致しているか。 支持力又は密度は設計図書と対比して適切か。		
	無筋、鉄筋 コンクリート	コンクリートの強度、スランプ、塩化物総量、アルカリ骨材反応対策、水セメント比等は、設計図書と対比して適切か。		
	構造物の機能	構造物又は付属設備等の性能は設計図書と対比して適切か。		主に実際に操作して検査する。
道路	舗装	路盤工	路盤材料の合成粒度は設計図書と対比して適切か。 支持力又は締固め密度は設計図書と対比して適切か。	主に、施工管理記録及び観察により検査する。 場合により実測する。
		アスファルト 舗装工	アスファルト使用量、骨材粒度、密度及び舗設温度は設計図と対比して適切か。	主に既に採取されたコアー及び現地の観察並びに施工管理資料により検査する。 場合により実測する。

機械設備工事の技術検査に関する必要な事項

別表第1 工事实施状況の検査

1. 施行体制			
検査項目		内容	検査方法
(1) 工事請負契約に基づく事項	①契約書類	① 工事請負契約書及び現場説明書その他	・ 契約書その他書類の現場における整備状況及び現場の施工管理体系の状況等施工体制について、検査する。
	②工事範囲	② 工事区分及び関連工事等の掲示	
	③実施工程表	③ 工程表の提出（契約後 15 日以内）及び監督職員の承諾印の確認	
	④請負代金内訳書	④ 発注者が提出を求めた場合	
	⑤工事保険等 〈その他の提出書類〉	⑤ 期間：現場乗込時期～工期+14 日以上 イ、建設業退職金共済組合証紙購入確認書(枚数の確認) ロ、建設労災補償共済等加入確認書 ハ、労働者災害補償保険証書	
	⑥下請負者	⑥ 下請通知書の確認及び下請負者の建退共証紙の交付確認	
	⑦現場代理人	⑦ 現場常駐状況	
	⑧主任（監理）技術者	⑧・専任状況（請負額 2,500 万円以上） ・監理技術者の資格者証の携帯（下請負代金の合計 3,000 万円以上） ・当該社員である表示の確認	
	⑨専門技術者	⑨ 技能資格者等	
	⑩履行報告	⑩ 進捗状況報告	
	⑪工事の変更等	⑪ 工事の変更・中止に関する協議書及び変更図書の備付けの確認	
(2) 標準仕様書その他に基づく事項	①工事实績情報（工事カルテ）	① 受注額 500 万円以上の工事の場合、受注時、変更時及び完了時の 10 日以内（土日祝日除く）に監督職員の確認のうえで(有)日本建設情報センターにフロッピーディスクを提出、受領書の確認	・ 提出書類、施工体系、施工計画書の妥当性、主要材料搬入時のチェック体制及び施工記録その他について、検査・調査する。
	②設計図書の照査	② 設計図書の照査の有無を確認	
	③施工体制台帳及び施工体系図	③下請負代金額の合計が 3, 000 万円以上 の工事の場合に作成して提出(施工体系図は、現場での掲示も必要)	
	④総合施工計画	④ 関連工事を含む総合施工計画書	
	⑤施工計画書	⑤ 各工種の施工体制を施工計画書で確認	
	⑥主要材料搬入及び検査状況	⑥ 主要材料搬入簿及び監督職員の検査の状況の記録	
	⑦工事の記録	⑦ 工事日報、工程会議録、工事打合せ書、工事記録写真、発生資材報告書その他	
	⑧施工管理	⑧ 施工管理技術者の資格確認	
	⑨技能士等	⑨ 技能士、技能資格者及び作業主任者の資格確認	
	⑩施工時間	⑩ 土日祝祭日の施工の状況確認	
	⑪社内検査体制	⑪ 社内検査による検査報告書等	
	⑫廃棄物の処理	⑫ マニフェスト A、D、E 票の確認	



2. 施工状況			
検査項目		内容	検査方法
1編 一般 共通 事項	1章 一般 事項	①完成図書 イ) 屋外配管図（雨水排水を含む。） ロ) 各階平面図及び図示記号 ハ) 主要機械室平面図及び断面図 ニ) 基準階便所詳細図 ホ) 各種系統図 ヘ) 主要機械室一覧表（品名、製造社名、形式、容量又は出力、数量等） ト) ボイラー、冷凍機、昇降機等の主要機器図	・内容確認、工事写真、立会いその他の書面検査及び目視検査
		②保全に関する資料(2部) イ) 保守に関する指導案内書（機器取扱い説明書を含む。） ロ) 機器性能試験成績書 ハ) 官公署届出書類	
		③標識その他 イ) 消防法等による標識（危険物表示板、機械室等の出入口の立入禁止表示、火気厳禁の標識等） ロ) 機器の名称及び記号 ハ) 配管及びダクトの識別、用途及び流れの方向	
		④保守工具 ポンプ、送風機、吹出口、柵等の保守点検に必要な工具一式	
2編 共通 工事	1章 一般 事項	① 電動機 ② 制御及び操作盤 ③ 総合調整	・内容確認 ・工事写真 ・書面検査 ・目視検査
		① 電動機の規格、方式の確認 ② 制御及び操作盤の構成、表示灯等、接点及び端子その他の確認 ③ 総合調整計画書及び総合調整測定表の確認 <内容>風量調整、水量調整、室内外空気の温度差の測定、室内気流及びじんあいの測定、騒音の測定	
	2章 配管 工事	① 配管材料 ② 配管付属品 ③ 計器その他 ④ 配管施工の一般事項 ⑤ 管の接合 ⑥ 勾配、吊り及び支持 ⑦ 埋設配管 ⑧ 貫通部の処理 ⑨ 試験	① 呼称、規格、用途 ② 呼称、規格、用途 ③ 各種計器の仕様の確認 ④ 施工要領と標準図との整合、通水試験時の管内洗浄報告書（飲料水配管は、遊離残留塩素が 0. 2mg /ℓ以上検出まで） ⑤ 各種機材による接合の確認、溶接部の検査結果報告書及び溶接工の資格証明及び施工の確認 ⑥ 施工要領と標準図との整合、横走り管及び立て管の吊り、支持、固定等の確認 ⑦ 埋設深さ、防食処置、埋設シート、埋設表示及びマンホール蓋の種別・許容耐力の確認 ⑧ 防火区画その他の貫通部の施工要領と標準図との整合の確認 ⑨ 耐圧、水圧、通水、外観及び性能試験結果の確認
3章 保温 塗装 及び 防錆 工事	① 保温工事 ② 塗装及び防錆工事	① 各種工事の保温材、外装材、補助剤及び施工種別の確認 ② 塗料の種別、素地ごしらせ、塗り工程及び各種防錆仕様の確認	

	4章 関連工事	① 仮設工事 ② 土工事 ③ 地業工事 ④ コンクリート工事 ⑤ 左官工事 ⑥ 鋼材工事	① 監督員事務所の備品、表示板の確認 ② 根切り・山留めの工法、埋戻しの土質・締固め、地中埋設物の状況 ③ 砂利、捨コンクリート地業の材質、発注強度の確認 ④ コンクリートの計画調合、型枠の材料工法、鉄筋の規格・配筋 ⑤ モルタル塗りの材料・工法 ⑥ 鋼材及び溶接工の資格証明、施工の確認	
3編 空気調和設備工事	1章 機材	① ボイラー及び温風暖房機 ② 温水発生機 ③ 冷凍機 ④ コージェネレーション装置 ⑤ 氷蓄熱ユニット ⑥ 冷却塔 ⑦ 空気調和機 ⑧ 空気清浄装置 ⑨ 全熱交換器 ⑩ 放熱器及び放熱器付属品 ⑪ 送風機 ⑫ ポンプ ⑬ タンク及びヘッダー ⑭ ダクト及びダクト付属品 ⑮ 制気口・ダンパー	(1) 機器の種別、品質、規格、形状、機能、性能、数量 (2) 機器の自動制御、安全装置及び付属品の確認 (3) 冷凍機、空気調和機その他機器の容量、型式、材質、機能、数量及び許容騒音レベルの確認 (4) 各種機器に応じた、水圧、気密、耐圧、満水試験等の試験成績書の確認	・内容確認 ・工事写真 ・書面検査 ・目視検査 ・実測検査
	2章 施工	① 機器の据付け及び取付け ② ダクトの制作及び取付け	(1) 機器固定の耐震施工を確認⇒標準図との整合 (2) 防振基礎その他の施工要領と標準図との整合の確認 (3) 各種ダクトの制作、補強、接続、吊り支持、保温、塗装その他を確認 (4) 各種工法の施工要領と標準図との整合の確認	・工事写真 ・目視検査 ・
4編 自動制御設備工事	1章 機材	① 自動制御装置 ② 自動制御盤 ③ 中央監視制御装置 ④ 計装用機材 ⑤ 機材の試験	(1) 制御方式の構成、各部各装置の機能、機構、構成、構造その他の確認 (2) 標準図との整合の確認	・内容確認 ・書面検査 ・目視検査 ・工事写真
	2章 施工	① 機器類・盤類の取付け ② 配線 ③ 試験調整	(1) 機器の据付け及び取付け状況 (2) 試験調整結果報告書 (3) 総合調整、制御計測結果表	・内容確認 ・書面検査 ・目視検査
5編 給排水衛生設備工事	1章 機材	① 衛生器具 ② ポンプ ③ 給湯ボイラー及び温水発生機等 ④ タンク ⑤ 消火機器 ⑥ 厨房機器 ⑦ 排水金具 ⑧ 柵及びふた	(1) 機器の種別、品質、規格形状、機能、性能、数量 (2) 機器の安全装置及び付属品の確認 (3) 各種機器に応じた、水圧、気密、耐圧試験等の試験成績書の確認	・目視検査 ・工事写真 ・資格証明
	2章 施工	① 衛生器具 ② 給排水衛生機器	(1) 施工要領と標準図との整合 (2) 各種試験調整結果報告書	・内容確認 ・書面検査 ・目視検査

6 編 ガ ス 設 備 工 事	1 章 一 般 事 項	① 総則 ・関係法令 その他	(1) ガス事業法、ガス工作物の技術上の基準を定める省令、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (2) その他建築基準法、消防法及び電気事業法 (3) ガス主任技術者の資格者証	・内容確認 ・工事写真 ・書面検査 ・目視検査 ・実測検査
	2 章 都 市 ガ ス 設 備	① 機材	(1) 機材の品質、規格、機能、性能、数量 (財)日本ガス機器検査協会認証マーク、日本消防協会合格証票、計量法検定合格品	・内容確認 ・工事写真 ・書面検査 ・目視検査 ・実測検査
		② 施工	(1) 機器の据付け及び取付け状況 (2) 管の接合の確認、溶接部の非破壊検査の状況 (3) 配管の吊り及び支持、埋設深さ、塗装、防食処置の状況 (4) 気密試験、点火試験の試験報告書の確認	
	3 章 液 化 石 油	① 機材	(1) 機材の品質、規格、機能、性能、数量 日本エルピーガス機器検査協会合格証票、高圧ガス保安協会検査合格証票、計量法検定合格品	・内容確認 ・工事写真 ・書面検査 ・目視検査 ・実測検査
		② 施工	(1) 機器の据付け及び取付け状況 (2) 管の接合の確認、溶接部の非破壊検査の状況 (3) 配管の吊り及び支持、埋設深さ、塗装、防食処置の状況 (4) 気密試験、点火試験の試験報告書の確認	
	7 編 さ く 井 設 備 工 事	① 一般事項 ② 機材及び施工 ③ 試験及び報告書	(1) 監督職員の立会いの記録及び事前調査報告 (2) 機材の品質、規格及び据付け状況の確認 (3) 電気検層、揚水試験（予備揚水、段階揚水、連続揚水、水位回復）報告書の確認	・内容確認 ・工事写真 ・書面検査
8 編 浄 化 槽 設 備 工 事	① 処理種別、処理性能、方式、型式及び処理対象人員 ② ユニット形の場合は、建設大臣認定書 ③ 機材の品質、規格、形状、寸法、数量 ④ 浄化槽設備士の資格者証 ⑤ 配管、電気、土工事の当該事項の確認 ⑥ 水張り試験、満水試験、通水試験、空気圧試験、単独作動試験、通水・総合運転試験、騒音測定試験・測定結果報告書の確認 ⑦ 建築基準法、浄化槽法、水質汚濁防止法及び特定行政庁の定める取扱要綱等関連法令規定の確認	・内容確認 ・工事写真 ・書面検査 ・目視検査 ・実測検査		
9 編 昇 降 機 設 備 工 事	※ 建築基準法、同施行令、同規則及び関連告示の確認 ① 一般エレベーター設備 ② 一般油圧エレベーター設備 ③ 普及型エレベーター設備 ④ 非常用エレベーター設備 ⑤ 機械室レスエレベーター設備 ⑥ 小荷物専用昇降機設備 ⑦ エスカレーター設備	(1) 特記事項及び製作所仕様の確認 (2) 電動機及び電動発電機特性試験、温度上昇試験、耐電圧試験報告書 (3) 着床精度、耐震措置、絶縁抵抗値及び安全装置の確認 (4) 昇降機の検査標準（JISA4302）に基づく試験報告書の確認 (5) 身体障害者用付加仕様の確認 (6) 昇降機検査資格者の確認	・内容確認 ・工事写真 ・書面検査 ・目視検査 ・実測検査 ・作動検査	

10 編 機 械 式 駐 車 設 備 工 事	※駐車場法、同施行法、同規則及び関連告示の確認		<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容確認</li> <li>・工事写真</li> <li>・書面検査</li> <li>・目視検査</li> <li>・実測検査</li> <li>・作動検査</li> </ul>
	① 二段方式駐車装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 特記事項及び製造所仕様の確認</li> <li>(2) 電動機の特性試験、温度上昇試験、耐電圧試験報告書</li> <li>(3) 昇降機の検査標準（JISA4302）に基づく試験報告書の確認</li> <li>(4) 耐震措置及び安全装置の確認</li> </ul>	

## 別表第2 出来形の検査

検査項目	内容	検査方法
各工事共通	① 種別による出来形の規格値及び出来形のバラツキ ② 位置・経路・納まり具合 ③ 形状、寸法及び数量 ④ 銘板 ⑤ 配線系統の名称表示 ⑥ 設備機器の運転性能の状況 ⑦ 出来形管理の状況	・目視検査 ・実測検査 ・作動検査 ・工事写真

## 別表第3 品質の検査

検査項目	内容	検査方法
各工事共通	① 機材の品質及び形状が、設計図書等に適合する証明書が整備されているかを確認 ② 製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書が整備されているかを確認 ③ 品質計画による品質管理記録が整備されているかを確認 ④ 施工の品質及び形状が適切で良好な施工であるかを確認 ⑤ 施工完了時の試験及び記録が適切であるかを確認 ⑥ 機能の適切性が確認できる。試験運転等の記録が整備されているかを確認 ⑦ 不可視部分の写真記録が適切であるかを確認	・目視検査 ・実測検査 ・作動検査 ・工事写真

## 技術基準第6条 出来ばえの検査

検査項目	内容	検査方法
各工事共通	① きめ細やかな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良いかを確認 ② 関連工事との調整がなされ全体に調和が良い仕上がりであるかを確認 ③ 使用者の安全に対する配慮が適切であるかを確認 ④ 建築機械設備として高い品質・性能が確保されているかを確認 ⑤ 運転及び保守点検に対する配慮が適切であるかを確認	・書面検査 ・目視検査 ・実測検査 ・作動検査 ・工事写真

電気設備工事の技術検査に関する必要な事項

別表第1 工事实施状況の検査

1. 施行体制			
	内容	検査方法	
(1) 工事請負契約その他に基づく事項	① 契約書類 ② 工事範囲 ③ 契約工程表 ④ 請負代金内訳書 ⑤ 工事保険等 <その他の提出書類> ⑥ 下請負者 ⑦ 現場代理人 ⑧ 主任（監理）技術者 ⑨ 専門技術者 ⑩ 履行報告 ⑪ 工事の変更等	① 工事請負契約書及び現場説明書その他 ② 工事区分及び関連工事等の掲示 ③ 工程表の提出（契約後 15 日以内）及び監督職員の承諾印の確認 ④ 内訳書による施工管理及び品質管理 ⑤ 期間：現場乗込時期～工期+14 日以上引渡しの期間 イ、建設業退職金共済組合証紙購入確認書（枚数の確認） ロ、建設労災補償共済等加入確認書 ハ、労働者災害補償保険証書 ⑥ 下請通知書の確認及び下請負者の建退共証紙の交付確認 ⑦ 現場常駐状況 ⑧ ・専任状況（請負額 2,500 万円以上） ・監理技術者の資格者証の携帯（下請負代金の合計 3,000 万円以上） ・当該社員である表示の確認 ⑨ 技能資格者等 ⑩ 進捗状況報告 ⑪ 工事の変更・中止に関する協議書及び変更図書の備付けの確認	・契約書その他書類の現場における整備状況及び現場の施工管理体系の状況等施工体制について、検査する。
(2) 標準仕様書の他にに基づく事項	① 工事实績情報（工事カルテ） ② 設計図書の照査 ③ 施工体制台帳及び施工体系図 ④ 総合施工計画 ⑤ 施工計画書 ⑥ 主要材料搬入及び検査状況 ⑦ 工事の記録 ⑧ 施工管理 ⑨ 技能士等 ⑩ 施工時間 ⑪ 社内検査体制 ⑫ 廃棄物の処理	① 受注額 500 万円以上の工事の場合、受注時、変更時及び完了時の 10 日以内（土日祝日除く）に監督職員の確認のうえで（有）日本建設情報センターにフロッピーディスクを提出、受領書の確認 ② 設計図書の照査の有無を確認 ③ 下請負代金額の合計が 3,000 万円以上の工事の場合に作成して提出（施工体系図は、現場での掲示も必要） ④ 関連工事を含む総合施工計画書 ⑤ 各工種の施工体制を施工計画書で確認 ⑥ 主要材料搬入簿及び監督職員の検査の状況の記録 ⑦ 工事日報、工程会議録、工事打合せ書、工事記録写真、発生資材報告書その他 ⑧ 施工管理技術者の資格確認 ⑨ 技能士、技能資格者及び作業主任者の資格確認 ⑩ 土日祝祭日の施工の状況確認 ⑪ 社内検査による検査報告書等 ⑫ マニフェスト A、D、E 票の確認	・提出書類、施工体系、施工計画書の妥当性、主要材料搬入時のチェック体制及び施工記録その他について、検査・調査する。

2. 施工状況				
検査項目		内容	検査方法	
1 編 一 般 共 通 事 項	1 章 一 般 事 項	①完成図書 イ) 各階の電灯、動力、電熱、避雷、構内情報通信網、構内交換、情報表示、映像・音響、拡声、呼出、監視カメラ、駐車場管制、テレビ共同受信、火災報知等の配線図及び文字・図示記号 ロ) 分電盤、動力制御盤、実験盤、配電盤等の単線接続図 ハ) 各種系統図 ニ) 電気室の平面図、機器配置図 ホ) 各種構内線路図 ヘ) 主要機器一覧表（名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等）	・内容確認、工事写真、立会いその他の書面検査及び目視検査	
		②保全に関する資料(2部) イ) 機器取扱い及び保守に関する説明書 ロ) 試験成績書 ハ) 主要機器製造者一覧 ニ) 官公署届出書類 <参考>「管理者のための建築保全の手引き」建設大臣官房官庁営繕部監修（㈲建築保全センター発行）	・内容確認 ・書面検査	
2 編 電 力 設 備 工	1 章 機 材	①仮設工事 ②土工事 ③地業工事 ④コンクリート工事 ⑤左官工率 ⑥溶接工事 ⑦塗装工率 ⑧スリーブ工事 ⑨機械設備工事	① 監督員事務所の備品、表示板 ② 根切り・山留めの工法、埋戻しの土質・締固め、地中埋設物の状況 ③ 砂利、均しコンクリート地業の材質、発注強度の確認 ④ コンクリートの計画調合、型枠の材料工法、鉄筋の規格・配筋 ⑤ モルタル塗りの材料・工法 ⑥ 溶接工の資格証明 ⑦ 素地ごしらえ、塗料の種別、塗り回数の確認 ⑧ 材料、仕様の確認 ⑨ 標準仕様書の当該事項の確認	・内容確認 ・書面検査
		①電線類 ②電線保護物類 ③配線器具 ④照明器具 ⑤防災用照明器具 ⑥分電盤 ⑦耐熱形分電盤 ⑧O A盤 ⑨実験盤 ⑩開閉器箱 ⑪制御盤 ⑫消防防災用制御盤 ⑬電熱装置 ⑭避雷設備 ⑮外線材料 ⑯機材の試験	イ) 呼称、品質及び規格 ロ) 標準試験成績書及び標準試験個数の確認 ハ) 点灯、作動機能検査報告書の確認 ニ) 形状寸法、数量の確認 ホ) 関連法令規定の確認	・内容確認 ・書面検査 ・目視検査 ・工事写真

2編 電力設備工	2章 施工	①金属管配線 ②合成樹脂管配線 (PF管・CD管及び硬質塩化ビニル管) ③金属製可とう電線管配線 ④ライティングダクト配線 ⑤金属ダクト配線 ⑥金属線び配線 ⑦バスダクト配線 ⑧ケーブル配線 ⑨平形保護層配線 ⑩架空配線 ⑪地中配線 ⑫接地 ⑬電灯設備 ⑭動力設備 ⑮電熱設備 ⑯避雷設備 ⑰施工の立会い及び試験 ⑱施工技術者	イ) 電力設備施工図の確認 ロ) 建築の補強方法等に対する条件提示の有無の確認 ハ) 監督職員の立会いの記録 ニ) 絶縁抵抗、絶縁耐力試験の試験結果報告書の確認 ホ) 接地抵抗測定報告書の確認 ヘ) 照度測定報告書の確認 ト) 点灯試験、極性試験 チ) 分電盤の外観、シーケンス試験 リ) 制御盤の外観、シーケンス、動作特性の各試験 ヌ) 発熱線等の導通試験、絶縁抵抗測定 ル) 施工者の資格	・内容確認 ・書面検査 ・目視検査 ・工事写真 ・資格証明
3編 受変電設備工事	1章 機材	①キュービクル式配電盤 ②高圧スイッチギヤ ③変圧器盤 ④コンデンサ盤 ⑤低圧スイッチギヤ ⑥開放形配電盤 ⑦特別高圧スイッチギヤ ⑧系統連系保護制御盤 ⑨高圧機器 ⑩特別高圧機器 ⑪特別高圧監視制御装置 ⑫機材の試験	イ) 機材の規格、品質 ロ) 標準試験成績書の確認 ハ) 標準試験個数の確認 ニ) 絶縁抵抗試験、耐電圧試験、継電器試験等の確認 ホ) 構造、性能試験、試験個数及び耐電圧試験の確認 ヘ) 関連法令規定の確認	・内容確認 ・書面検査 ・目視検査 ・工事写真
	2章 施工	①据付け ②配線 ③施工の立会い及び試験 ④施工技術者	イ) 各工程の監督職員の立会いの確認及び技術者の確認 ロ) 構造試験、性能試験及び耐電圧試験の試験成績書	・目視検査 ・工事写真 ・資格証明
4編 静止形電源設備工事	1章 機材	①直流電源装置 ②交流無停電電源装置(UPS) ③機材の試験	イ) 機材の規格、品質 ロ) 標準試験成績書の確認 ハ) 関連法令規定の確認	・内容確認 ・書面検査 ・目視検査
	2章 施工	①据付け ②配線 ③施工の立会い及び試験 ④施工技術者	イ) 各工程の監督職員の立会いの確認及び技術者の確認 ロ) 構造試験、性能試験及び機能試験の試験成績書	・目視検査 ・工事写真 ・資格証明
5編 自家発電設備工事	1章 機材	①ディーゼル発電装置 ②ガソリンエンジン発電装置 ③ガスタービン発電装置 ④熱併給発電装置 ⑤太陽光発電装置 ⑥風力発電装置 ⑦機材の試験	イ) 機材の規格、品質 ロ) 発電機、原動機、配電盤及び補機付属装置の各種試験成績書の確認 ハ) 関連法令規定の確認	・内容確認 ・書面検査 ・目視検査
	2章 施工	①据付け ②配管 ③配線 ④施工の立会い及び試験 ⑤施工技術者	イ) 各工程の監督職員の立会いの確認及び技術者の確認 ロ) 始動停止その他各種試験成績書の確認 ハ) ばい煙・騒音測定結果の確認	・目視検査 ・工事写真 ・資格証明
・情	章	①電線類等 ②電線保護物類 ③配線器具 ④端子盤・機器収納ラック等 ⑤構内情報通信網装置 ⑥構内交	イ) 各種機材の規格、品質	・内容確認 ・書面検査



		換装置 ⑦情報表示装置 ⑧映像・音響装置 ⑨拡声装置 ⑩誘導支援装置 ⑪呼出し装置 ⑫テレビ共同受信装置 ⑬テレビ電波障害防除装置 ⑭監視カメラ装置 ⑮駐車場管制装置 ⑯入退室管理装置 ⑰自動火災報知装置 ⑱自動閉鎖装置（自動閉鎖機構） ⑲非常警報装置（非常ベル） ⑳ガス漏れ火災警報装置 ㉑外線材料 ㉒機材の試験	ロ) 各種機材の標準試験成績書の確認 ハ) 関連法令規定の確認	・目視検査 ・工事写真
	2章 施工	①共通事項 ②金属管配線 ③合成樹脂管配線（PF管、CD管及び硬質ビニル管） ④金属製可とう電線管配線 ⑤金属ダクト配線 ⑥金属線ぴ配線 ⑦ケーブル配線 ⑧光ファイバケーブル配線 ⑨通信用フラットケーブル配線 ⑩床上配線 ⑪架空配線 ⑫地中配線 ⑬接地 ⑭構内情報通信網設備 ⑮構内交換設備 ⑯情報表示設備 ⑰映像・音響設備 ⑱拡声設備 ⑲誘導支援設備 ⑳呼出し設備 ㉑テレビ共同受信設備 ㉒テレビ電波障害防除設備 ㉓監視カメラ設備 ㉔駐車場管制設備 ㉕入退室管理設備 ㉖自動火災報知設備 ㉗自動閉鎖設備（自動閉鎖機構） ㉘非常警報設備 ㉙ガス漏れ火災警報設備 ㉚施工の立会い及び試験	イ) 各工程の監督職員の立会いの確認及び技術者の確認 ロ) 各種機材の標準試験成績書の確認 ハ) 関連法令規定の確認	・書面検査 ・目視検査 ・工事写真 ・資格者証
7編 中央監視制御設備工事	1章 機材	①共通事項 ②警報盤 ③監視制御装置 ④機材の試験	イ) 機材の規格、品質 ロ) 標準試験成績書の確認 ハ) 関連法令規定の確認	・内容確認 ・書面検査 ・目視検査 ・工事写真
	2章 施工	①据付け ②配線 ③施工の立会い及び試験 ④施工技術者	イ) 各工程の監督職員の立会いの確認及び技術者の確認 ロ) 構造試験、性能試験及び機能試験の試験成績書	・書面検査 ・目視検査 ・工事写真 ・資格者証

### 別表第2 出来形の検査

検査項目	内容	検査方法
各工事共通	① 出来形管理図または出来形管理表が適切にまとめられており、確認できる。 ② 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。 ③ 自社の管理基準を設定して、適切に管理している。 ④ 自社の管理基準を設定し、創意工夫を持って適切に管理している。 ⑤ 製品の形状、寸法の設計値（設計図書）を満足し、バラツキが少ない。 ⑥ 製品の性能、機能が設計値（設計図書）を満足し、バラツキが少ない。	・目視検査 ・実測検査 ・作動検査 ・工事写真

### 別表第3 品質の検査

検査項目	内容	検査方法
各工事共通	① 機材の品質及び形状が、設計図書等に適合する証明書が整備されているかを確認 ② 製造者による試験が的確に行われ、設計と初等に適合する証明書が整備されているかを確認 ③ 品質計画による品質管理記録が整備されているかを確認 ④ 施工の品質及び形状が適切で良好な施工であるかを確認 ⑤ 施工完了時の試験及び記録が適切であるかを確認 ⑥ 機能の適切性が確認できる。試験運転等の記録が整備されているかを確認 ⑦ 不可視部分の写真記録が適切であるかを確認	・目視検査 ・実測検査 ・作動検査 ・工事写真

### 技術基準第6条 出来ばえの検査

検査項目	内容	検査方法
各工事共通	① きめ細やかな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良いかを確認 ② 関連工事との調整がなされ全体に調和が良い仕上がりであるかを確認 ③ 使用者の安全に対する配慮が適切であるかを確認 ④ 建築機械設備として高い品質・性能が確保されているかを確認 ⑤ 運転及び保守点検に対する配慮が適切であるかを確認	・書面検査 ・目視検査 ・実測検査 ・作動検査 ・工事写真